別表第四十八号(第 159 条関係)

衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書

年　　月　　日

総務大臣 殿

郵 便 番 号
住　　所
(ふりがな)
氏　　名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号
登 録 番 号

放送法施行規則第 159 条の規定により、　　年 4 月 1 日から　年 3 月 31 日までの登録に係る電気通信設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □ｻｲﾊﾞｰ事案 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □ｻｲﾊﾞｰ事案 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □ｻｲﾊﾞｰ事案 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □ｻｲﾊﾞｰ事案 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □ｻｲﾊﾞｰ事案 □その他				

注 1 「発生区分」の欄は、発生の第 1 要因にチェックすること。

注 2 「発生原因」の欄は、第 1 要因を起因として放送の中断に至つた要因を記載すること。

注 3 「故障設備」の欄は、設備の区分(番組送出設備、中継回線設備、地球局設備又は放送局の送信設備の別)とともに、直接の原因となつた設備の名称を記載すること。

注４　「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置の模様を記載すること。

注５　注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

注６ サイバー事案とは、望まない又は予期しない単独又は一連の事案であつて、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのあるサイバーセキュリティに関する事案をいう。

注７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。